

雇用保険料率の変更について 他

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、平成29年度の雇用保険料率の変更(引き下げ)となりますのでお知らせ致します。

平成29年4月以降に支給する給与・賞与からの雇用保険料の引き去りについて、変更をお願いいたします。

平成29年4月 以降に支給する給与・賞与の雇用保険料率

	事業の種類	平成29年4月1日から	平成29年3月31日まで
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	9 / 1000 (3 / 1000)	11/1000 (4/1000)
2	農林水産・清酒製造の事業	11 / 1000 (4 / 1000)	13/1000 (5/1000)
3	建設の事業	12 / 1000 (4 / 1000)	14/1000 (5/1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。

子供・子育て拠出金の料率が変わります(平成29年4月分から)

子供・子育て拠出金の料率が平成29年4月(5月末納付分)から変更になります。

拠出金は全額事業主負担となるため、従業員の給与からの社会保険料の引き去りに変更はありません。

拠出金は、厚生年金の標準報酬月額または標準賞与額に1000分の2.3を乗じた額です。

※再度ご案内※ 雇用保険の適用年齢が広がりました

平成29年1月1日より従業員が雇入れ時に雇用保険に加入できる年齢の上限が廃止されました。

これにより、平成29年1月1日以降は65歳以上で新たに雇われる従業員についても、「高年齢被保険者」

として雇用保険の適用の対象となります。

雇用保険適用事業所のうち、以下の全ての条件に該当する従業員が在籍している場合は、該当者の

雇用保険加入手続きが必要となります。(保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。)

64歳以前から引き続き雇用されており、既に雇用保険に加入している従業員は手続き不要です。

平成29年1月1日現在において、

- ① 65歳以上である
- ② 週に20時間以上勤務している
- ③ 31日以上継続して勤務している(見込みも含む)

該当者がいる場合は雇用保険の加入手続きが必要です。担当までご連絡下さい。

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL : <http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、